

町県民税の申告と所得税の確定申告はお早めに！

申告期間は 2月18日(月)～3月15日(金)

《確定申告と町県民税申告》

申告書の内容は、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料の算定資料にもなります。また、申告がない場合は、所得証明書等の発行ができませんので

ご注意ください。

●申告が必要な方

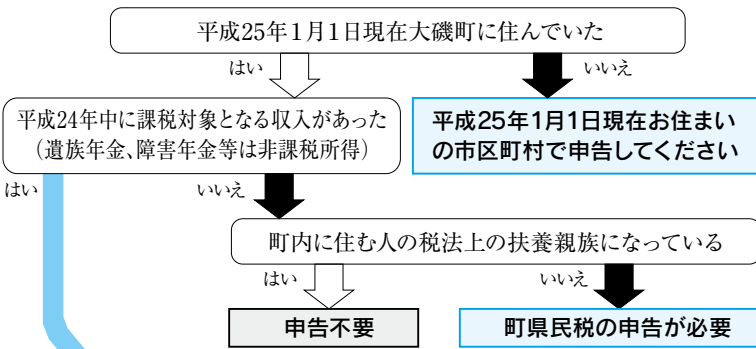
平成24年中の給与収入金額が2,000万円を超える方、給与以外の所得が20万円を超える方、2か所以上から給与の支払いを受けている方、不動産などの資産を売却した方は、確定申告が必要です。

●納付確認書

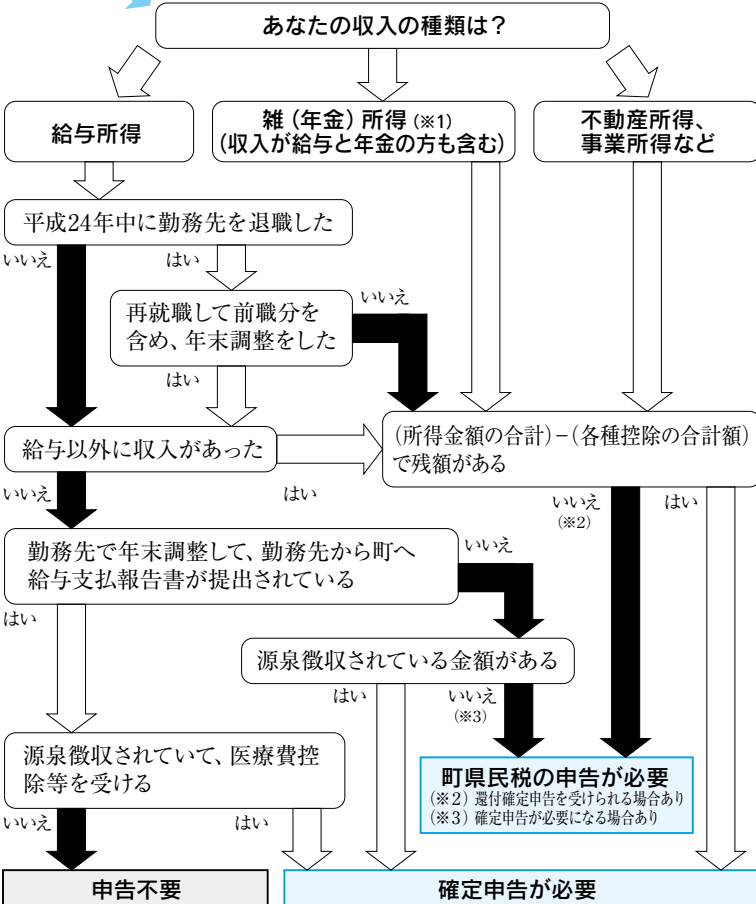
国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を納付された方には、ハガキにて納付確認書が1月中旬に送付されていますので、ご確認ください。



こんな方は申告が必要です！



あなたはどの申告が必要？



(※1) 公的年金の収入金額が400万円以下で、かつ、その他の所得が20万円以下の場合には確定申告書を提出する必要はありません。
 [注意1] 医療費控除等の申告により、所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。
 [注意2] 公的年金以外の所得が20万円以下で所得税の申告が不要な場合、町県民税の申告が必要です。
 [注意3] 公的年金等の源泉徴収票に記載されてある控除以外の控除がある場合は町県民税の申告が必要です。

《申告の受付・相談》

※ 申告会場は、次頁を参照ください。

●町県民税申告書

前年申告書提出状況等により申告が必要な方には、2月初旬に送付します。申告が必要な方で、申告書がない場合は、町申告会場に用意してあります。提出は、郵送でも可能です。(控除が必要な方は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。)

●確定申告書

国税庁のホームページからダウンロードするか、税務署や町の申告会場に配布しています。

●確定申告書は、ご自宅のパソコンから簡単に作成できます。

画面案内に従って金額等を入力すれば、税額等が自動計算されます。簡単に作成でき、その申告書を印刷して提出できます。

▼国税庁ホームページ

「確定申告書等作成コーナー」
<http://www.nta.go.jp>

●確定申告電話相談センター

確定申告に関する相談は平塚税務署の電話相談センターへ

平塚税務署 ☎(22)1400

▼期間 3月15日(金)まで

▼相談内容 所得税、個人事業者消費税、贈与税等

◎問い合わせ

●確定申告について

平塚税務署 ☎(22)1400

●町県民税について

税務課 ☎内線253・254